

松山市特定事業所集中減算に関する Q & A VOL 2 (H28. 3. 30)

- Q 1. チェックリストは、80%を超えていない場合は作成しなくてもよいのか。
- A 1. チェックリストは、80%を超えなくても作成し、事業所で5年間保存すること。
- Q 2. チェックリスト等は、80%を超えていても正当な理由に該当すれば提出しなくてもよいのか。
- A 2. 正当な理由に該当していても、80%を超えていればチェックリスト等の提出が必要となる。(全サービス記載すること。)
- Q 3. 居宅サービス計画数に介護予防サービス計画数は含まれるか。
- A 3. 特定事業所集中減算の居宅サービス計画数には、介護予防サービス計画数は含まれない。
- Q 4. 特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、系列法人まで含めるのか。
- A 4. 同一法人単位で判断する。
- Q 5. 紹介率最高法人が判定期間の月によって異なる場合にどのようにするのか。
- A 5. 紹介率最高法人の判断は、判定期間の6月間全体で、それぞれのサービス毎に判断する。
- Q 6. 利用者からサービスの質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受領できるのはいつか。
- A 6. 判定期間内に居宅サービス計画の新規作成や居宅サービス計画のサービス提供期間

終了又は当該サービスの追加による変更があった時で、遡っての受理は認められない。
(判定期間は利用開始日が含まれる判定期間)

ただし、確認書や理由書等を提出している以外の事業所を追加した場合でも、居宅サービス計画の期間の終了日に変更のないものは提出が不要。

Q 7. サービスの質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書等の提出はいつまで遡って受領できるか。

A 7. 平成 28 年 3 月 1 日から 3 月 31 日の期間に、居宅サービス計画の新規作成や変更等があったものは、遡って受領することができる。
なお、この場合は 4 月 30 日までに必要書類を松山市介護保険課へ提出すること。

Q 8. サービスの質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書等の提出は判定期間終了前にまとめて松山市へ提出するのか。

A 8. サービスの質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書等の提出は居宅サービス作成後 10 日以内に必要書類を添付し、松山市介護保険課へ提出する。
(提出が遅延したことにより、適正サービス検討会議や書類審査が受けられない場合は、正当な理由として認められません。)

Q 9. 正当な理由として認められた場合の紹介率の計算方法はどうか。

A 9. 当該居宅サービス計画数を分子と分母から差し引き紹介率を計算する。

Q 10. 判定期間中に新規指定や再開、休止、廃止があった居宅介護支援事業所は特定事業所集中減算の対象となるか。

A 10. ならない。
ただし、判定期間の初日に新規指定や再開する場合は対象となる。